

越 監 公 表 第 9 号

地方自治法第199条第4項の規定により、平成30年5月に定期監査を
執行したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成30年 7月17日

越谷市監査委員 井 上 茂 平

越谷市監査委員 竹 岡 善 幸

越谷市監査委員 金 井 直 樹

越谷市監査委員 大 野 保 司

定期監査結果報告書

I 監査の概要

1 監査の対象及び選定理由

(1) 監査の対象

福祉部所管の財務に関する事務（主として平成29年度分）

- ・福祉推進課
- ・福祉指導監査課
- ・生活福祉課
- ・障害福祉課
- ・地域包括ケア推進課 地域包括総合支援センター
- ・介護保険課
- ・臨時福祉給付金室

(2) 選定理由

都市監査基準に基づいて実施するリスク・アプローチによる監査にあたり、過去の定期監査の頻度を考慮し、平成30年度の監査対象とした。

○ 前回の監査期間 平成27年10月9日から同年11月26日まで

《福祉部》

- ・福祉推進課 地域包括総合支援センター
- ・福祉指導監査課
- ・生活福祉課
- ・障害福祉課
- ・介護保険課
- ・国民健康保険課（平成28年度から保健医療部に移管）
- ・福祉・子育て臨時給付金室

2 監査の目的と範囲

重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況等を監査し、その有効性を評価するとともに、所管する財務に関する事務が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効果的かつ効果的に行われているかを、証憑書類等を突合するなどの監査手続を通じて検証することを目的とした。

福祉部は、総合的な地域福祉の推進、社会福祉法人等の指導監査、生活保護、障害者福祉事業、高齢福祉事業、介護保険制度及び臨時福祉給付金に関することなどを所管するが、リスクアセスメントの結果及び過去の監査結果等を踏まえ、収入事務、契約事務及び旅費等の支出事務などについて主な監査の対象範囲とした。

3 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点
1 決裁の不備・誤りが発生するリスク	<p>ア 収入に関する通知、帳票は、決裁すべき専決権者により決裁されているか。</p> <p>イ 予算の執行は適正な権限者が行い、その手続は適正か。</p>
2 契約書等の不備・誤りが発生するリスク	<p>ア 契約書、見積書等関係書類は确实かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。</p> <p>イ 契約金額、契約目的、履行の期限及び場所、契約保証、危険負担、延滞違約金、前払金、概算払等の特約その他契約の内容は適切か。</p>
3 検査・検収漏れが発生するリスク	<p>ア 検査・検収は適正・确实に行われ、かつ、物品供給、修繕等の事実のないものはないか。</p> <p>イ 工事完成の時期、物品の納入時期、その他の契約の履行期限は守られているか。また、完了報告の時期は適正か。</p>
4 過大支給・過少支給が発生するリスク	<p>旅費の支出について</p> <p>ア 計算は最も経済的な通常の経路及び方法により行われているか。</p> <p>イ 支出目的及び履行の確認が行われているか。</p>

4 監査の実施内容

監査対象について、各所管に対し提出を求めた関係資料及び帳簿、書類等により照合、審査し、現金の取扱いについては、実査、帳簿突合等を行った。また、事務手続や内部統制の整備状況及び運用状況については、関係職員から説明を聴取しつつ監査を実施した。

《監査項目》

(1) 収入事務

- ① 調定事務
- ② 収納事務
- ③ 現金取扱事務
- ④ その他の収入事務

(2) 支出事務

- ① 旅費の計算事務
- ② 契約事務
- ③ 補助金等の交付事務
- ④ その他の支出事務

(3) 財産管理

- ① 物品の管理
- ② 公有財産の管理

- ③ 債権の管理
- ④ 基金の管理

5 監査の期間

平成30年4月9日（月）から同年5月29日（火）まで

6 実施監査委員

井上 茂平 竹岡 善幸 金井 直樹 松島 孝夫

II 事務の概要

1 事務の概要

福祉部の主な事務は次のとおりである。（越谷市組織規則による。）

課 名	主 な 事 務
福祉推進課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 総合的な地域福祉の推進に関する事。 (2) 社会福祉審議会(障害者福祉専門分科会、児童福祉専門分科会及び審査部会を除く。)に関する事。 (3) 民生委員及び児童委員に関する事。 (4) 更生保護に関する事。 (5) 引揚者、戦没者等の援護に関する事。 (6) り災者の援護に関する事。 (7) 福祉憲章に関する事。 (8) 福祉保健オンブズパーソンに関する事。 (9) 高齢者のいきがい対策に関する事。 (10) 敬老祝金等に関する事。
福祉指導監査課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 社会福祉法人の設立等の認可等に関する事。 (2) 社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査に関する事。 (3) 指定介護保険サービス事業者、指定障害福祉サービス事業者、特定地域型保育事業者等の指導監査に関する事。
生活福祉課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生活保護に関する事。 (2) 中国残留邦人等の支援給付に関する事。 (3) 生活困窮者自立支援事業の実施に関する事。 (4) 行旅病人及び行旅死亡人に関する事。 (5) 被保護者住居・生活サービス提供事業者(社会福祉法に規定する無料低額宿泊事業を含む。)の指導及び監督に関する事。 (6) 国民生活基礎調査等に関する事。 (7) 福祉なんでも相談窓口に関する事。
障害福祉課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 障害者福祉事業の調査及び計画に関する事。 (2) 社会福祉審議会障害者福祉専門分科会に関する事。 (3) 指定障害福祉サービス事業者等の指定に関する事。 (4) 障害者の就労支援に関する事。 (5) 重度心身障害者医療費、特別障害者手当等に関する事。 (6) 障害者虐待の防止に関する事。 (7) 身体障害者手帳の交付(18歳未満の者に係るものを除く。)に関する事。

	<ul style="list-style-type: none"> (8) 自立支援給付及び地域生活支援事業に関する事(18歳未満の者に係るものに関するものを除く。) (9) 障害者に係る相談、指導、支援等に関する事。 (10) 成年後見制度に関する事。 (11) 戦傷病者の援護に関する事。 (12) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給(18歳未満の者に係るものを除く。)に関する事。
地域包括ケア推進課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 高齢福祉事業の調査及び計画に関する事。 (2) 地域包括ケアシステムの構築に関する事。 (3) 地域支援事業の実施に係る計画に関する事。 (4) 地域包括ケア推進協議会に関する事。 (5) 助け合いの仕組みづくり事業に関する事。 <p>〔地域包括総合支援センター〕※越谷市地域包括総合支援センター処務規程による。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)に定める相談、指導及び措置に関する事。 (2) 在宅福祉サービスに関する事。 (3) 老人ホーム入所措置等に関する事。 (4) 軽費老人ホームの助成に関する事。 (5) 介護保険法(平成9年法律第123号)に定める地域支援事業に関する事。 (6) 高齢者の成年後見制度に関する事。 (7) 地域包括支援センターの指導及び育成に関する事。 (8) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する事。
介護保険課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 介護保険制度(介護支援ボランティア制度及び地域包括支援センターに関するものを除く。)に関する事。 (2) 介護保険運営協議会に関する事。 (3) 介護認定審査会に関する事。 (4) 老人福祉施設の整備に関する事(軽費老人ホームの助成に関するものを除く。)
臨時福祉給付金室	<ul style="list-style-type: none"> (1) 臨時福祉給付金に関する事。

III 監査の結果

今回監査を実施したところ、福祉部所管の財務に関する事務の執行は、おおむね適正と認められた。しかし、一部に是正・改善を要する点が認められた。関係諸規程を再度確認するとともに、適切な措置を講じるよう要望する。今後においては、適正で効率的かつ効果的な事務の執行に一層努力されたい。

【指摘事項】

<支出事務>

(1) 旅費の支出事務において、支給金額に誤りのあるものがあつた。

職員に対し支給する旅費については、越谷市職員等の旅費に関する条例により、最も経済的な通常の経路及び方法により計算することや日当の支給などが規定されている。また、定期券保有区間分の旅費は減額調整を行う取り扱いとされている。

職員への旅費の支給状況を確認したところ、以下の点が認められた。

- ① 支給金額に不足が生じていたもの。
 - ア 定期券保有区間分の旅費の減額調整を誤ったため支給金額に不足が生じていた。(障害福祉課)
 - イ 日当の請求金額が誤っていたため支給金額に不足が生じていた。(生活福祉課)
- ② 過支給となっていたもの。
 - ア 定期券保有区間分の旅費の減額調整と最も経済的な経路の選択がされていなかったため過支給となっていた。(福祉指導監査課)
 - イ 最も経済的な経路の選択がされていなかったため過支給となっていた。(障害福祉課)
 - ウ 日当の請求金額が誤っていたため過支給となっていた。(福祉推進課・生活福祉課)

(2) 臨時職員賃金の支出事務において、支給金額に誤りのあるものがあった。

臨時職員への賃金の支給状況を確認したところ、以下の点が認められた。

- ① 勤務時間数を誤って集計したため支給金額に不足が生じていたもの。(介護保険課)
- ② 勤務時間数を誤って集計したため過支給となっていたもの。(介護保険課)

また、指摘事項のほか、下記の事務処理上留意すべき事項について指導を行った。指導した点については、適正に処理した旨の報告を受けている。

<収入事務>

(1) 調定事務

- ① 過年度未収分の調定が年度当初に行われていなかったもの。(生活福祉課)

(2) 収納事務

- ① 会計規則どおりに私人に委託した旨の告示及び証票の交付をしていなかったもの。(障害福祉課)
- ② 会計規則どおりに督促状の送付が行われていなかったもの。(地域包括ケア推進課)

<支出事務>

(1) 契約事務

- ① 検査調書による部長への報告がされていなかったもの。(福祉推進課)

なお、臨時福祉給付金室の財務に関する事務は、適正に処理されているものと認められた。